

高知県海岸愛護団体支援事業実施要領

(平成20年10月20日一部改正)

(趣旨)

第1条 高知県海岸愛護団体事業実施要綱(以下「要綱」という。)の取扱いについては、別に定めるものを除きこの要領に定めるところによる。

(認定団体の届出)

第2条 要綱第3条の規定による届出は、次に掲げる書類を、活動区域が存する市町村長に提出して行うものとする。

- (1) 団体届出書(別記様式第1号)
- (2) 構成員名簿(別記様式第2号)
- (3) 活動計画書(別記様式第3号)
- (4) 活動区域を示した図面(住宅地図の写しでも可)
- (5) 活動区域の現況写真(カラー写真使用のこと)

2 市町村長は、前項の届出の提出を受けたときは、内容を確認のうえ、土木事務所長(以下「所長」という。)に送付するものとする。

3 所長は、要綱第3条の規定による認定をしたときは、その旨を市町村長に通知するものとする。

(認定内容の変更)

第3条 海岸美化活動傷害保険への加入のため、認定団体の代表者は、その構成員に変更があった場合には、変更後の構成員名簿(別記様式第2号)を、速やかに、市町村長を経由して、所長まで届け出るものとする。

2 前項以外の届出内容の変更(代表者変更、団体名変更等)があった場合も同様に、認定団体の代表者はその旨を、市町村長を経由して、所長まで届け出なければならない。

(認定団体の解散)

第4条 認定団体の代表者は、団体を解散しようとするときは、解散届出書(別記様式第6号)により、市町村長を経由して、所長に届け出るものとする。

(活動計画書及び活動実施報告書の提出)

第5条 要綱第7条及び第8条の規定による活動計画書及び活動実施報告書の提出はそれぞれ活動計画書(別記様式第3号)及び活動実績報告書(別記様式第4号)にて行うものとする。

2 市町村長は、認定団体の活動計画書を取りまとめ、毎年4月10日までに所長に送付するものとする。

3 市町村長は、認定団体からその年度の活動実施報告書が提出されたときは、速やかに、所長に送付するものとする。

(海岸美化活動傷害保険の対象となる事故)

第6条 認定団体の管理下における、あらかじめ活動計画書により届出のあった海岸美化活動中の事故に限り、保険金の支払い対象とする。

(海岸美化活動傷害保険の内容)

第7条 海岸美化活動傷害保険の契約保険会社、種類及び内容等は以下のとおりとする。

(1) 契約保険会社

知事は、海岸美化活動傷害保険の契約保険会社が決定したときは、速やかに、土木事務所を經由して、市町村長に通知するものとする。

(2) 保険の種類

普通傷害保険、賠償責任保険

(3) 保険期間

毎年5月1日から翌年4月30日まで

(4) 保険金の額

保障内容	保険金の種類	保 険 金
ケガの補償	死亡・後遺障害保険金	10,000,000円限度
	入院保険金	入院日数1日につき5,000円限度
	通院保険金	1日につき3,000円限度
賠償事故の補償	賠償責任保険金	1被保険者につき 対人賠償 100,000,000円限度 対物補償 10,000,000円限度

なお、保険金の額は契約保険会社によって変動することがあるため、知事は、本条第1項第1号の通知と併せて、その年の保険内容を、土木事務所を經由して市町村長に通知するものとする。

(事故発生報告)

第8条 認定団体の代表者は、事前に活動計画書を提出した美化活動中に事故が発生したときは直ちに市町村長及び契約保険会社に連絡するとともに、事故の日から30日以内に事故発生報告書(別記様式第5号)を保険会社に送付しなければならない。

2 認定団体の代表者は、前項により事故発生報告書を保険会社に送付したときは、その写しを、市町村長を經由して、所長に送付しなければならない。

(保険金の請求及び支払)

第9条 認定団体の代表者は、被害を被った者から次の書類を提出させ、保険会社へ送付するものとする。

(1) 保険金請求書

(2) 診断書

(3) その他保険会社が必要とする書類

2 保険金は、原則として、保険会社が直接、本人が指定する金融機関の口座へ払い込むものとする。

3 保険会社は、保険金を支払ったときは、その旨を所長に通知するものとする。

(認定の取消し)

第10条 要綱第10条第1項第2号の規定による「長期間にわたって活動のない団体」の「長期間」とは原則として2年間とする。

(知事への報告)

第11条 所長は、要綱第11条による知事への報告のほか、第3条の届出、第8条第2項の事故発生報告書を受理したときは、速やかに知事に報告するものとする。

附則

(施行期日)

1 この要領は平成20年4月1日から施行する。